別表1

令和8年度　いじめ対応フロー図　　静岡県立吉田特別支援学校駿遠分教室

①いじめ（と疑われる）事案の発生
・児童生徒・学園・保護者からの訴え　・アンケート　・日常観察

②-1管理職、生徒指導課長へ報告【速報】
・学部主事任より事象について報告

②-2事実確認（該当児童生徒、学園、保護者、関係者）
・学部内の全職員で対応
＊迅速かつ正確に行い、時系列に整理

③管理職、生徒指導課長へ報告【詳報】（事実確認、情報が整い次第速やかに）
・人権道徳教育推進員会(いじめ対策委員会)の招集　・状況により県教委への報告

即時対応が必要と判断した場合

継続した見守りが必要と判断した場合

人権道徳教育推進委員会(いじめ対策委員会)の設置

（◎校長、副校長、教頭、学部主任、、〇生徒指導課長）
＊検討事項
①事案が「重大事態」にあたる内容であるか
②具体的な支援方法の検討
③いじめ解決に向けた今後の支援、指導の進め方と学校、学園、家庭など支援者の役割確認

・必要に応じて学部での対策を立てて人権道徳教育推進委員会で確認しながら進める

関係機関との連携
スクールカウンセラーの活用
警察への相談
スクールロイヤーの活用
学園長

経過により人権道徳推進委員会を設置する

〇いじめ解消に向けた対応、処置内容の言い渡し
被害者、加害者の本人、学園、保護者に対して事実や経過を伝え、今後の指導方針や支援等の対応について共通理解を図る

◎いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの条件を満たすもの
（静岡県いじめ防止基本方針）
①「いじめに係わる行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること」
②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要